

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

平成21年10月20日
三重県総務部予算調整室

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率について、平成20年度末の状況を算定しましたので公表します。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

項目		上段：比率（％） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 H19 算定値	早期健全化基準(%)
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	— 実質収支額 3,220 (黒字)	— 実質収支額 4,709 (黒字)	3.75
	連結実質赤字比率	— 実質収支額 3,220 公営企業資金剰余額 32,056 計 35,277 (黒字)	— 実質収支額 4,709 公営企業資金剰余額 29,929 計 34,638 (黒字)	8.75
	実質公債費比率	12.6	12.6	25.0
	将来負担比率	190.9	185.9	400.0
資金不足比率	水道事業	—	—	20.0
		資金剰余額 13,506 (黒字)	資金剰余額 11,929 (黒字)	
	工業用水道事業	—	—	20.0
		資金剰余額 14,012 (黒字)	資金剰余額 12,861 (黒字)	
	電気事業	—	—	20.0
		資金剰余額 2,628 (黒字)	資金剰余額 2,524 (黒字)	
	病院事業	—	—	20.0
資金剰余額 1,175 (黒字)		資金剰余額 1,627 (黒字)		
特別会計	中央卸売市場事業	—	—	20.0
		資金剰余額 11 (黒字)	資金剰余額 6 (黒字)	
	流域下水道事業	— 資金剰余額 711 (黒字)	— 資金剰余額 976 (黒字)	20.0
港湾整備事業	— 資金剰余額 13 (黒字)	— 資金剰余額 6 (黒字)	20.0	

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

2 将来負担比率の内容

将来負担額

下表内 () はH19年度。

【単位：百万円】

地方債 現在高	+	債務負担 行為に基 づく支出予 定額	+	公営企業繰 入見込額・ 組合等負担 見込額	+	退職手当 負担見込 額	+	公社、第三 セクター等 負担見込 額	-	充当可能 基金	-	充当可能 特定歳入	-	交付税算 入見込額
1,033,315 (993,002)		47,816 (54,421)		71,190 (75,110)		226,476 (227,851)		433 (259)		36,400 (42,738)		19,999 (17,455)		654,367 (644,010)

標準財政規模

408,927
(407,662)

元利償還金等に係る交付税

算入額
58,886
(60,064)

(分子)668,465百万円 / (分母)350,040百万円 = 190.9%

【(分子)646,439百万円 / (分母)347,598百万円 = 185.9%】

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

【将来負担額の内訳】

(単位:百万円)

項目	金額	内容
地方債現在高	1,033,315	一般会計等における県債残高
債務負担行為に基づく支出予定額	47,816	土地開発公社から県が買い戻すための支出予定額7,989百万円等
公営企業債等繰入見込額	58,637	企業債現在高×繰入見込率(直近3ヶ年平均)
組合等負担等見込額	12,554	四日市港管理組合の地方債残高に係る本県償還負担見込額
退職手当負担見込額	226,476	一般会計等で負担する職員が20年度末で退職したと仮定した場合に支給すべき退職手当額
設立法人の負債額等負担見込額	433	
・三重県道路公社	0	
・三重県土地開発公社	0	
・三重県環境保全事業団	74	県の損失補償残高×算入率(10%)※1
・三重県農林水産支援センター	23	県の損失補償残高×算入率(70%)※1
・損失補償付制度融資等	336	県損失補償残高×平均残存年数×H20損失補償実行率※2
連結実質赤字額	0	
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	四日市港管理組合の実質赤字額に係る本県負担見込額
小計①	1,379,231	
充当可能基金	36,400	財政調整基金16,753百万円、土地開発基金7,087百万円等
充当可能特定歳入	19,999	公営住宅使用料2,591百万円、転貸債償還見込額11,125百万円等
基準財政需要額算入見込額	654,367	20年度末における将来負担額(小計①)に係る交付税算入見込額
小計②	710,766	
差引①-②	668,465	

※1 算入率は、法人ごとに経営状況を評価することにより、5段階にランク分けをし、そのランクに応じた算入率を、当該法人に係る県の損失補償残高に乗じることにより、将来負担見込額を算定しています。

※2 県の損失補償の対象となっている債務残高に対し、県が行った前年度の損失補償の実行率等に乗じることにより算定しています。

健全化判断比率及び資金不足比率 各指標の概念

1 実質赤字比率

一般会計と一部の特別会計（母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

一般会計と一部の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計まで（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。その対象は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などにも広がっています。

過去3カ年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

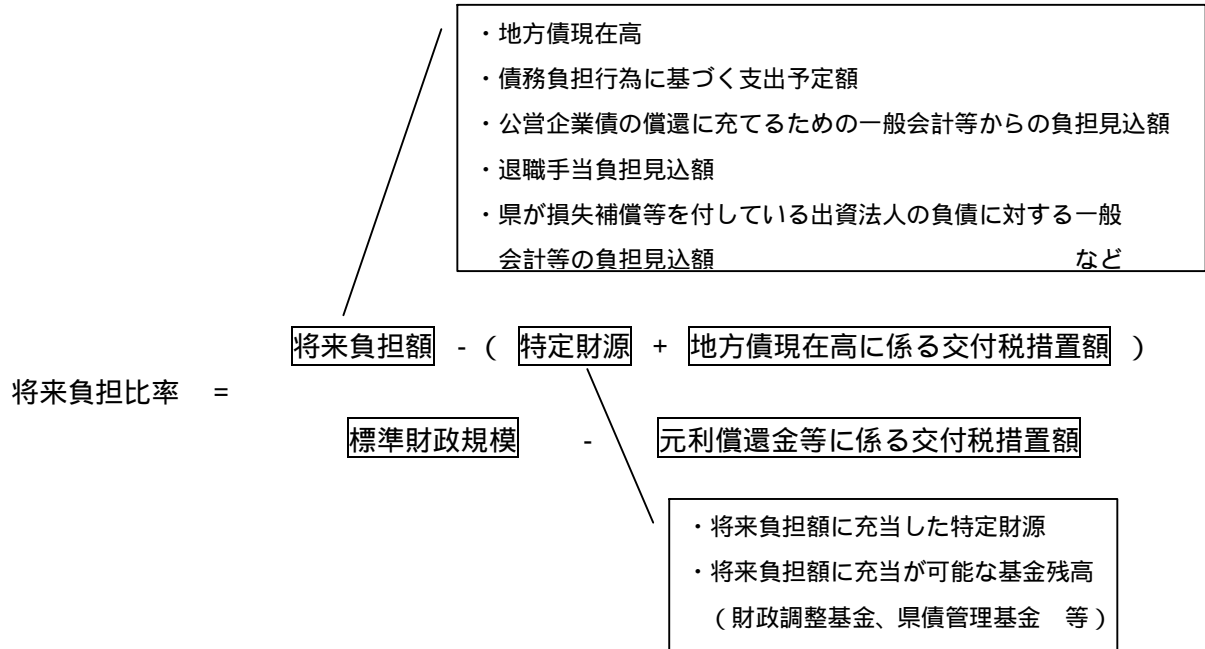
・ 地方債の元利償還金
・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

国庫支出金など元利償還金等に充当した特定財源

4 将来負担比率

これまでの財政指標には、単年度における支出額の大きさを示すフロー指標しかなかったところですが、負債（地方債残高など）の大きさを示すストック指標として、新たに設けられた指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。



5 資金不足比率

公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。

